

香美町子ども・子育て会議の概要

1. 趣旨

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められています。

本町においては、平成25年6月に「香美町子ども・子育て会議設置条例」を制定し、香美町の附属機関として「香美町子ども・子育て会議」を設置しました。

2. 「香美町子ども・子育て会議設置条例」について

「資料2」参照

3. 委員について

子ども・子育て支援に関し学識経験のある方、教育・保育関係者、子育て当事者、各種団体からの推薦者、公募を行うなど、幅広い分野から委員にご就任をいただきました。

4. 調査・審議事項について【子ども・子育て支援法第77条第1項(抜粋)】

- (1) 特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用定員の設定に関する事
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関する事
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事

5. 子ども・子育て支援事業計画

- (1) 市町村は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの業務の円滑な実施に関する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定める必要があります。
- (2) 「香美町子ども・子育て支援事業計画」については、単に基本指針で示されている給付・事業の量の見込みや確保方策を記載するだけでなく、本計画を策定、実施していく上での基本的な理念や考え方、子どもとその家庭の状況と課題、計画の推進体制とPDCA（Plan「計画」→Do「実行」→Check「評価」→Act「改善」）方法、他の計画や会議との連携など、総合的な推進計画となります。

香美町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 7 7 条第 1 項の規定に基づき、香美町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第 7 7 条第 1 項各号に掲げる事項に関する事。
 - (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事。
 - (3) 前 2 号に規定するもののほか、子ども・子育て会議が必要と認める事項
- 2 子ども・子育て会議は、前項各号に規定する事項に関し、自ら調査審議して町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は委員 2 0 人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
 - (4) 公募に応じた者
 - (5) その他子ども・子育て会議の運営上、町長が必要と認める者
- 3 前項第 4 号に掲げる委員は、町内に住所を有する者から選出する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、第 3 条に規定する委員のほか、会議の運営上必要な者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(その他)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

〔香美町子ども・子育て支援事業計画〕

令和元年度事業の実施状況に係る評価書

評価項目	評価				評価に対する所見等
	A	B	C	回答なし	
1 教育・保育の供給体制の確保の内容及び実施時期	4	4		3	
2 地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保の内容及び実施時期					
(1) 地域子育て支援拠点事業	3	5	1	2	
(2) 利用者支援事業	4	6		1	
(3) 一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)	5	4	1	1	
(4) 一時預かり事業 (幼稚園在園児以外の一時預かり)	2	8		1	
(5) 子育て短期支援事業	5	4	1	1	
(6) 病児保育事業	4	6		1	
(7) 時間外(延長)保育事業	8	2		1	
(8) 放課後児童健全育成事業	5	3	2	1	計画数値が「0」になっている校区で実施している。計画を再考すること
(8-1) ① 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的に実施する目標事業量	2	6	2	1	担当課が協力体制を強化して実施できるように
(8-1) ② 放課後子ども教室の整備計画	4	5	1	1	
(9) 妊婦に対する健康診査	4	6		1	
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	6	4		1	
(11) 養育支援訪問事業	6	4		1	

評価の基準 A(おおむね達成) B(特に問題なし) C(見直し等が必要)

(評価項目に係る事業概要)

評価項目		事業内容
1	教育・保育の供給体制の確保の内容及び実施時期	教育・保育の量(希望人数)と確保方策(受入人数)における計画
2	地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保の内容及び実施時期	乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を設置し、子育ての相談等の援助を行う事業。香住区・村岡区・小代区に子育て支援センターを設置している。
(1)	地域子育て支援拠点事業	子どもやその保護者、妊娠している方が子育て支援を円滑に利用できるように相談や支援を行う事業。事業実施のため、平成28年度に役場(本庁)内に子育て世代包括支援センターを設置している。
(2)	利用者支援事業	幼稚園の降園後や、土曜日、夏休み等の休業期間中に、幼稚園において保育する事業で平成27年度から実施している。令和元年度実績は香住幼稚園と村岡幼稚園。なお、令和2年4月から香住幼稚園のみの実施。
(3)	一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)	家庭での乳幼児を保育が一次的に困難になった場合に、保育所等で一次的に預かる事業。
(4)	一時預かり事業 (幼稚園在園児以外の一時預かり)	保護者の病気等の理由で、一次的に家庭で養育できなくなった児童を児童養護施設等で保護する事業で、平成30年度から実施している。
(5)	子育て短期支援事業	保護者の就労のため、病気の子の保育が困難な場合に一次的に保育する事業で、平成30年度から「病児対応型」として香住病院内に病児保育室を設置し、「体調不良児対応型」として香住区の私立保育園2園で実施している。
(6)	病児保育事業	就労形態の多様化に伴い、保育所等での保育時間を延長する必要がある園児に時間外に保育を行う事業。
(7)	時間外(延長)保育事業	放課後児童クラブのことで、学校や幼稚園の放課後や土曜日、夏休み等休業期間中に、児童が安心して生活できる居場所を提供する事業。
(8)	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ担当課と放課後子ども教室担当課が連携し、一体的に取り組む事業。
(8-1) ①	放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的に実施する目標事業量	放課後に地域住民等の協力を得て、子どもたちが安心安全で体験学習やスポーツ・文化活動などを行う事業の実施計画に対する実績。
(8-1) ②	放課後子ども教室の整備計画	妊婦健康診査費用を公費助成し経済的負担の軽減を図ることで、健康診査の受診の促進を図る事業。
(9)	妊婦に対する健康診査	乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児や保護者の様子や養育環境を把握し、相談に応じるなどの援助を行う事業。
(10)	乳児家庭全戸訪問事業	子どもの養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行う事業。
(11)	養育支援訪問事業	

認定こども園化の検討について

1 認定こども園の概要

(1) 認定こども園とは

- ① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能
- ② 地域における子育て支援を行う機能
すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供を行う機能

(2) 認定こども園の類型

※ 次の類型ごとにより、法的性格、設置主体、職員の資格要件、給食の提供、開園日・時間の要件が異なる。

- ① 幼保連携型（学校かつ児童福祉施設）
- ② 幼稚園型（幼稚園＋保育所機能）
- ③ 保育所型（保育所＋幼稚園機能）
- ④ 地方裁量型（幼稚園機能＋保育所機能）

(3) 認定こども園のメリット・デメリット

○メリット

- ・ 保護者の就労状況に関わりなく、就学前の学校教育・保育を一体的に受けられる。
- ・ 人口減少地域でも、一定規模の集団の中で育つことができる。
- ・ 仕事を持つ親と、そうでない親との理解、交流ができる。
- ・ 施設を自ら選択できる。
- ・ 待機児童対策になる。（幼保連携型・幼稚園型）
- ・ 幼稚園単体での維持が困難地域で幼稚園機能を維持（幼保連携型、保育所型）

○デメリット

- ・ 保護者の迎えの時間が異なることから、子どもへの配慮が必要となる。
- ・ 一つの施設にもかかわらず、1号子どもと2号・3号子どもで入園手続き等が異なり、事務が煩雑になる。（1号：教育（3歳以上）、2号：3歳以上の保育、3号：3歳未満の保育）

[以下、幼稚園から移行の場合]

- ・ これまで受け入れていない3歳児未満の受け入れが可能となる。（受け入れないことも可）
- ・ 調理室を整備する必要がある。

[以下、保育所から移行の場合]

- ・ 保育料を直接徴収しなければならない。
- ・ 未収金が生じた場合、督促等の事務が発生するとともに、園の負担となる。

2 香美町における幼稚園、保育所（園）、認定こども園の状況と課題

(1) 就学前教育・保育施設の状況（資料5参照）

○幼稚園

- ・小代区を除く各小学校区に設置
- ・香住区は香住幼稚園、柴山幼稚園（各1年制）を除き2年制、村岡区は1年制

○保育所（園）

〔公立〕柴山保育所（香住区）

〔私立〕みなと保育園（香住区）、青葉保育園（香住区）、宝樹保育園（村岡区）

○認定こども園

〔公立〕小代認定こども園（小代区）

(2) 香美町施設の認定こども園化について

① 第2期子ども・子育て支援計画における認定こども園化に関する記載

『3. 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保』

(1) 就学前教育・保育施設の認定こども園化の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。

認定こども園化については、既存の教育・保育施設の意向に配慮し、今後5年間における既存施設の状況、あるいは幼稚園、小・中学校のあり方等を勘案し、関係者や保護者の意見を聞きながら議論を進め、適切な判断や支援に取り組みます。

② 現状における課題

ア) 幼稚園という供給体制が整っている上で、同地域において認定こども園との併存は困難である。

イ) 香美町の幼稚園はすべて小学校と同一敷地内に併設しており、教育委員会として就学前1年間を重要な教育機会と捉えて小学校を含めた7年間の教育を従来から推進している。方針や体系の見直しが必要となる。

ウ) 幼稚園児の教育環境改善を図るため、香住幼稚園と村岡幼稚園を改築しており、財産処分の時期によっては国庫補助金返還となることが想定される。

・香住幼稚園 … 平成25年8月建築（令和6年度後は返還不要）

・村岡幼稚園 … 平成27年2月建築（令和7年度後は返還不要）

資料5

○教育・保育の体制

令和2年4月1日現在

満年齢	香住区			村岡区			小代区		
	区分	香住第一中学校	香住第二中学校	香住第一中学校	村岡中学校	小代中学校	香住第一中学校	香住第二中学校	小代中学校
満6歳	3年生								
	2年生								
	1年生								
	6年生								
	5年生								
	4年生								
	3年生								
	2年生								
	1年生								
満5歳	5歳児								
	4歳児								
満4歳	3歳児								
	2歳児								
満3歳	1歳児								
満2歳	0歳児								
満1歳									

平成30年4月統合
 ・宝樹保育園
 ・福岡保育所
 ・どんぐりの保育園

1 香美町人口（令和2年4月1日現在、0歳～5歳）

（単位：人）

	地区名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
香住区	香住地区	33	46	46	47	59	55	286
	奥佐津地区	1	1	1	0	1	4	8
	佐津地区	6	3	2	4	3	2	20
	柴山地区	5	8	8	4	7	4	36
	長井地区	5	6	8	4	7	8	38
	余部地区	3	5	1	4	2	4	19
	計	53	69	66	63	79	77	407
村岡区	村岡地区	4	5	3	4	7	4	27
	兎塚地区	5	6	1	5	5	10	32
	射添地区	7	2	7	6	4	7	33
	計	16	13	11	15	16	21	92
小代区		10	11	6	9	8	6	50
計		79	93	83	87	103	104	549

2 就学前教育・保育施設入所（園）者数（香美町在住児童のみ）

○幼稚園（令和2年4月1日現在）

（単位：人）

	施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
香住区	奥佐津幼稚園					1	4	5
	佐津幼稚園					0	2	2
	柴山幼稚園						4	4
	香住幼稚園						60	60
	長井幼稚園					2	5	7
	余部幼稚園					0	2	2
	計	0	0	0	0	3	77	80
村岡区	村岡幼稚園						4	4
	兎塚幼稚園						10	10
	射添幼稚園						7	7
	計	0	0	0	0	0	21	21
計	0	0	0	0	3	98	101	

○保育所（園）（令和2年4月1日現在）

（単位：人）

	施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
香住区	柴山保育所	0	6	10	8	10		34
	みなと保育園	1	16	19	24	34		94
	青葉保育園	2	18	24	27	30		101
村岡区	宝樹保育園	0	10	8	12	15		45
計		3	50	61	71	89	0	274

○認定こども園（令和2年4月1日現在）

（単位：人）

	施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
小代区	小代認定こども園（教育）				0	0	0	0
	小代認定こども園（保育）		5	4	9	8	6	32
計		0	5	4	9	8	6	32